

メール送付のみ

事務連絡

令和6年2月9日

各都道府県トラック協会 専務理事 殿
北海道地区トラック協会 専務理事 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
専務理事 松崎 宏 則

令和6年能登半島地震の影響に伴うトラック輸送対策について（周知依頼）

平素は当協会の業務運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、令和6年能登半島地震の被災により、特定の被災地域においては、トラック車両の被害及び緊急物資輸送の大幅な増加等に伴い、トラックの輸送力不足が予想されます。

このため、国交省より、別添事務連絡のとおり、トラックの輸送力を確保し、特定の被災地域の支援業務及び復興支援等に安定的に対応するという観点から、緊急時の対応として、令和6年3月31日までを期限として事業用自動車としてレンタカー使用を認めるとする事務連絡が発出されましたので、貴協会会員事業者への周知をお願いいたします。

【添付書類】

○令和6年能登半島地震の影響に伴うトラック輸送対策について

◇本件お問合わせ先

全日本トラック協会 企画部

電話：03-3354-1037